



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 30 年 2 月号

所長便り

今月号は、毎年恒例三上税理士法人&行政書士事務所の決算公開号となっています。顧問先のみ別紙にて公開となります。

皆さんが私の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか？ハラハラドキドキです。少しでも多くの社長の皆様が経営計画を見て、「計画を作るのも良いものだ」と刺激を受けてもらえれば幸いです。

もし、経営計画の作成の仕方がわからないということであれば、アドバイスしますので、何なりとお申し付けください。



本店便り

文責：亀田



先日、成人式のニュースでお笑い芸人の山里亮太さんが現職の市長と漫才を披露したとのこと、なんのこっちゃと思っていたらダブル成人式なるイベント・・・

20才+20才=ダブル成人式らしい(笑)

そういう私も40歳なのでダブル成人式で盛大にお祝いをと思いきやバスケの試合の後に一人ぼっちで会社で仕事をしていました(笑)
成人式が20年前なんて・・・あっという間で年とったなと感じる一方で色々と経験できた20年だったかと思います。

なんちゃら成人式シリーズは他には、10歳で行う1/2成人式、60歳で行うトリプル成人式があるみたいです。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

インター店便り

文責：服部

平成 30 年になり、今年から配偶者控除の受けられる配偶者の給与上限が 103 万から 150 万になります。

これに伴い、源泉徴収税額表で配偶者は扶養控除人数の 1 人に入るのか、入らないのかをおさらいします。

源泉徴収税額表とは、給与から控除される源泉所得税がいくらになるか、金額別に一覧になっているものです。



☆給与所得者本人の所得金額が 900 万円超（給与収入の場合 1,120 万円超）の場合
→配偶者を扶養親族等 1 人として数えることはできません。
（障害者でかつ所得が 38 万円以下である場合を除く）。

☆給与所得者本人の所得金額が 900 万円以下（給与収入の場合 1,120 万円以下）の場合
→配偶者の所得金額が 85 万円以下（給与収入の場合 150 万円以下）であれば、
配偶者を扶養親族等 1 人として数えることができます。

今回の改正で社長の配偶者の給与を増額した方も多いと思います。社長の給与が年間 1,120 万円以下の場合で配偶者の給与が月 125,000 円以下の場合は、社長の扶養になり一人として数えます。



また、今まで配偶者の給与を 103 万円以下にされていた方は増額すると配偶者本人の給与からも源泉所得税を控除する必要が発生します。控除する金額は源泉徴収税額表を参考にしてください。

上記のように毎月の給与で控除ができなくても、年末調整時に控除を受けられる場合もあります。詳しくは担当者までお尋ねください。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

経営情報

文責：塚本

確定拠出年金制度の主な改正（平成 30 年 1 月 1 日施行）について

これまで確定拠出年金の掛金は、月単位で拠出することとされていましたが、平成 30 年 1 月からは 12 月から翌年 11 月までの範囲において、複数月分をまとめて拠出することや、1 年間分をまとめて拠出することが可能となります。

（納付は 1 月から 12 月までの範囲内で行います。）
これにより、さらに加入者のニーズに合った掛金の納付が可能となります。

掛金全額が所得控除されることや、家事専従者でも加入できることで注目を集めてきた確定拠出年金制度ですが、今回の改正でより注目を集めることになりそうです。



2 月

の税務

- ・ 前年 12 月決算法人の確定申告

〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉

申告期限…2 月 28 日（水）

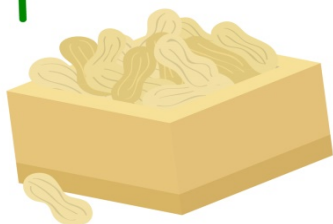
- ・ 6 月決算法人の中間申告

〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

申告期限…2 月 28 日（水）

- ・ 固定資産税（都市計画税）の第 4 期分の納付

納付期限…各自治体の条例で定める日



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

行楽日記

文責：伊東



今、日本中を賑わせている動物といえ去年の6月に誕生した上野動物園のパンダ🐼「シャンシャン」ではないでしょうか？事前申し込み&抽選でようやくシャンシャンに会えるそうですが、時間はたった数分とのこと。

そんな人気者のパンダ🐼を見るため、私達は少し遠いですが和歌山県にあるアドベンチャーワールドへ行ってきました。こちらは一昨年の9月に生まれた結浜（ゆいひん）を含め、2歳年上の双子の姉&両親の5頭がいます。日本では、あと神戸市の王子動物園にしかパンダ🐼はいないそうです。（しかもこちらはたった1頭だけ）



【結浜&お母さん】



【双子の姉】

結浜は生まれた時の体重わずか197グラムでしたが、1歳で26キロになったそう。見た目はもう大きかったですが、ふわふわもこもこでとっても可愛かったです。

アドベンチャーワールドなら、時間を気にせずゆっくり見たいだけパンダ🐼が見られますよ！しかも、かなり近くの距離で見ることが出来るのでお勧めです。



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info